

番 号 : 160529

国 名 : 東ティモール

担当部署 : 社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第一チーム

案件名 : 道路政策アドバイザー業務

### 1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 道路政策アドバイザー業務

(2) 格 付 : 2号

(3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2016年9月上旬から2018年8月下旬まで

(2) 業務M/M : 国内 2. 75M/M、現地 12. 00M/M、合計 14. 75M/M

(3) 業務日数 :	準備期間	現地業務期間	国内作業期間	整理期間
	10日	360日	35日	10日
		(渡航6回)		

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程及びある程度の現地業務期間、国内作業期間の変更は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 8月10日(12時まで)

(4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica. go. jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年8月18日(木)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等 :

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等 :

①類似業務の経験	28点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	12点
⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション	16点

(計100点)

類似業務	道路計画・調査に係る各種業務
対象国／類似地域	東ティモール／全世界（本邦含む。）
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

東ティモール政府は、2011年7月に発表した戦略開発計画（SDP）において、国づくりと経済全体の底上げ並びに国民生活の質の向上を図るためには、道路網の整備・改良が喫緊の課題であると認識している。しかしながら、新規道路整備や既存道路の大規模な改修等に係る資金は、開発パートナーによる支援に頼っているのが現状であり、これまで我が国の「国道1号線整備事業」（円借款）、「コモロ川上流新橋建設計画」（無償）、「モラ橋護岸計画」（無償）、アジア開発銀行（ADB）の「道路整備網更新プロジェクト」や豪州（AusAID）の「東ティモール地方道開発プログラム」等の協力を通じて、国道から生活道路のレベルまでの道路整備を実施して来たところである。2011年に同国はインフラ事業の拡大を推進するために「インフラ基金」を設立したが、同基金による事業は、補修、維持管理といった工事が主であり、政治主導により事業の優先度が決められている。

同国での道路管理行政は、道路種別に公共事業運輸通信省（MPWTC）、地方自治体と管理者が異なるが、道路整備に係る資金面に係る制約に加え、いずれも、道路管理政策推進、組織体制強化、人的資源の能力強化、事業参画者（MPWTC・市役所・コンサルタント・コントラクター・コミュニティ等各者）の責任・役割の見直し、適切な技術の導入促進、豪雨災害に対する強靱化等の多数の課題に直面している。

JICAは2006年から2回のフェーズに渡りMPWTCの「道路施工技術」・「道路維持管理能力」面での能力強化等にかかる技術協力プロジェクトを実施して来たところであり、現在は「道路維持管理水準向上プロジェクト」によりMPWTCの「道路維持管理」・「建設マネジメント」・「標準図の整備」を主として支援している。MPWTCは、道路事業の増加並びに道路セクターを取り巻く多くの課題に対応するため、既存政策を現状に適したものに直直したいとしており、これを支援するアドバイザー派遣を我が国に要請した

## 7. 業務の内容

本業務は、カウンターパート（C/P）であるMPWTCに対し、①道路政策、②道路維持管理能力の向上、③道路計画立案・設計技術の習得、④高度技術の道路建設への適用、⑤効率的な維持管理体制の構築、⑥道路事業の調整に係る助言を行うものである。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間（2016年9月上旬～2016年9月中旬）

- 1) 既存資料の収集、分析、整理を行い、本業務内容及び東ティモールにおける当該分野の基礎情報を把握する。特に、以下については、十分に整理するよう留意すること。
  - 1-1) 東ティモールの道路政策上の課題抽出、JICAが実施する協力内容の把握を行う
  - 1-2) 同国における道路政策上の課題に対する我が国及び他国の施策・事例の適用可能性を検討する
  - 1-3) 日本/第三国において、近年採用される道路建設・補修・補強工法の状況について把握する。必要に応じ、橋梁・斜面保護の観点から日本/第三国の治水に関する工法についても情報収集すること。この結果を踏まえ、これらの工法の東ティモールへの適用性について検討する。

2) 上記内容を基にワークプラン案（英文）を作成し、JICA社会基盤・平和構築部にその内容を説明する。

(2) 現地派遣期間（2016年9月中旬～2018年7月下旬）

■業務全般

- 3) C/Pにワークプラン案を説明するとともに、先方と協議を行い先方の要請内容を確認する。協議結果に基づき、ワークプランを最終化する。以降派遣ごとに適宜見直し修正を行う。
- 4) 定期的にC/P及び関係者との打合せを行い、各自の進捗状況を確認する。
- 5) C/Pと個別面談を行い、先方の有する課題等を抽出し、改善等を検討する。
- 6) C/Pの課題内容を発表する機会（意見交換会・セミナー等）を設け、C/P内での課題解決に向けた意識の醸成を図る。
- 7) 各現地派遣の終了時に現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P及びJICA東ティモール事務所へ報告する。
- 8) 定期的に「道路維持管理水準向上プロジェクト」従事者との打合せを行い、プロジェクト進捗を共有するとともに、必要に応じプロジェクトに対する支援を行う。

以下の業務は全派遣期間を通じて複数回繰り返し実施することを想定しており、各派遣時での活動計画はプロポーザルで提案すること。

活動1. 道路政策分野での助言

- 9) C/Pの要望や問題意識をヒアリングした上で、以下の想定分野で道路政策見直し及び策定に関する助言を行う。活動をとおして、「道路維持管理水準向上プロジェクト」とも連携が図られるよう情報交換を行う。  
道路政策（道路整備計画、国道における改修実施、効果的な道路維持管理計画の履行、災害に強い道路整備等）、及び橋梁・斜面保護の観点からの治水
- 10) その他、C/Pから相談の都度、道路政策分野での助言を行う。

活動2. 道路維持管理能力の向上に係る助言

- 11) 日本/JICAが他国に対して支援したプロジェクトの道路維持管理手法事例を紹介する機会（意見交換会・セミナー等）を設ける。これら手法の東ティモールへの適用性について「道路維持管理水準向上プロジェクト」従事者及びC/Pと意見交換する。
- 12) 「道路維持管理水準向上プロジェクト」とも連携を図り、道路維持の管理能力向上に係る助言を行う。
- 13) その他、C/Pから相談の都度、道路維持管理能力向上に係る助言を行う。

活動3. 道路計画立案・設計技術の習得に係る助言

- 14) C/Pの要望や問題意識をヒアリングした上で、先方の道路計画立案・設計技術の習得に向けた施策について検討し、必要な助言を行う。この際「道路維持管理水準向上プロジェクト」と連携を図るよう留意すること。
- 15) その他、C/Pから相談の都度、計画立案・設計スキルに関する助言を行う。

活動4. 東ティモールに導入可能な道路建設の高度技術に係る助言

- 16) 現地の道路建設技術状況を把握するとともにC/Pの求める高度技術の内容につき聴取する。これらに基づき、品質・費用・施工実現性・材料調達可能性・環境社会配慮に留意し、必要に応じて追加の情報収集を行ったうえで、同国へ導入可能な新工法を検討する。
- 17) 日本/第三国の道路建設・補修・補強工法と16)で作成した検討案を紹介する機会（意見交換会・セミナー等）を設け、C/P内での日本/第三国で採用される工法の理解促進を図るとともに、これら工法の東ティモールへの適用性について意見交換する。
- 18) 意見交換結果をフィードバックするとともに、16)を発展させ、最終的に新工法検討書をまとめ、C/Pへ提出する。とりまとめにあたり、必要に応じてC/Pと複数回打合せを行う

こと。

- 19) C/Pによる新工法の採用/施工実施にあたり、必要に応じて支援する。
- 20) C/Pによる新工法の施工実施結果の分析、適用性の評価・検証のとりまとめにあたり、必要に応じて支援する。
- 21) その他、C/Pから相談の都度、新しい高度技術手法の採用に関する技術支援を行う。

#### 活動5. 道路維持体制の構築に関する助言

- 22) 当該分野におけるC/Pの要望を確認し東ティモールの状況・制約等を整理する。また、同国の道路維持管理体制の現状を確認した上で、その改善点を検討するとともに日本/第三国の道路現状・道路維持体制（予算、職員数、組織構造、権限区分、各業務の直営/外注化施策、調達制度、点検頻度等）を紹介する機会（意見交換会・セミナー等）を設ける。東ティモールの道路維持管理体制改善の方向性についてC/Pが検討できるよう助言する。
- 23) 「道路維持管理水準向上プロジェクト」では、C/P機関に必要な職員数、人材配置案、関連組織との役割分担案等を作成する予定であり、同プロジェクト従事者とC/Pとの打合せを複数回行う。
- 24) その他、C/Pから相談の都度、道路維持体制の構築に関する助言を行う。

#### 活動6. 進行中の道路事業の調整・支援

- 25) 円借款事業及び他ドナーによる進行中の道路事業について情報収集・把握・整理する。
- 26) 同分野でのC/Pの要望を確認し、進行中の道路事業に関して、C/Pからの相談の都度、助言を行う。必要に応じ、これらの打合せに参加する。

(3) 国内作業期間（2016年9月中旬～2018年7月下旬）

- 27) 前回派遣時に設定した各自の課題進捗状況をメール等で確認する。
- 28) 参考資料等から各自の課題実施に必要な情報等を収集・整理する。
- 29) 設定課題の進捗状況を基に次回現地派遣期間の活動内容をワークプランに反映し、C/Pと協議するワークプラン案を作成する。
- 30) JICA社会基盤・平和構築部に前回現地派遣時の活動内容を報告するとともに次回現地派遣時のワークプラン案を説明する。

(4) 帰国後整理期間（2018年7月下旬～2018年8月下旬）

- 31) 最終現地派遣期間終了後、専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に提出する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン（各派遣時）

（英文3部：JICA社会基盤・平和構築部、JICA東ティモール事務所、C/P機関）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

(2) 現地業務結果報告書（各派遣時）

（英文3部：JICA社会基盤・平和構築部、JICA東ティモール事務所、C/P機関）

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書（和文3部）

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④残された課題
- ⑤その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田（または羽田）⇒シンガポール⇒ディリ⇒成田（または羽田）を標準とします。

### (2) 臨時会計役の委嘱

現地業務に必要な一般業務費（車両借上費、傭人費、物品購入費、消耗品費、旅費・交通費、通信運搬費、資料等作成費、雑費等）については、JICA東ティモール事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：一般業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間に限りJICAから委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

### (3) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2016年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地派遣期間は2016年9月中旬～2018年7月下旬までを予定していますが、ある程度の日程調整、現地業務期間の変更は可能です。2. (3)に記載のとおり現地業務期間360日を6回の渡航（60日/回）で実施することを考えていますが、全体業務M/M及び業務期間を超えない範囲で適宜変更は可能です。ただし、現地業務期間360日、現地渡航回数は10回を上限、各現地業務期間においては20日以上現地作業を行うものとし、プロポーザルにて提案してください。また、各現地派遣期間の間の国内業務については、全体で35日を上限とし、プロポーザルにて提案してください。

#### ②現地での業務体制

本業務従事者が単独で行います。

#### ③便宜供与内容

実施中の「道路維持管理水準向上プロジェクト」チームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

##### ア) 空港送迎

なし

##### イ) 宿舍手配

なし

##### ウ) 車両借上げ

なし（業務従事者が車両手配を行い、臨時会計役として支出・精算を行います）

##### エ) 通訳備上

なし

オ) 執務スペースの提供

C/Pが執務スペースを提供します（ネット環境は必要に応じて業務従事者にて整備）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第一チーム（TEL:03-5226-8147）にて配布します。

・要請書

②本業務に関する以下の資料がJICAウェブサイトで公開されています。

・東ティモール国 コモロ川上流新橋建設計画準備調査報告書

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/615/615/615\\_124\\_12148979.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/615/615/615_124_12148979.html)

・「道路維持管理支援」要請背景調査

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/614/614/614\\_124\\_11724697.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/614/614/614_124_11724697.html)

・対東ティモール民主共和国 国別援助方針

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072241.pdf>

・東ティモール国 「道路維持管理能力向上プロジェクト」事業完了報告書

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/614/614/614\\_124\\_11880713.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/614/614/614_124_11880713.html)

・東ティモール国 「道路維持管理能力向上プロジェクト」終了時評価調査報告書

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/614/614/614\\_124\\_11876646.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/614/614/614_124_11876646.html)

・東ティモール国 「道路維持管理能力向上プロジェクト」事前評価調査・実施協議調査報告書 [http://open\\_jicareport.jica.go.jp/614/614/614\\_124\\_11797727.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/614/614/614_124_11797727.html)

・東ティモール国 全国国道網の脆弱性に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート 和文要約 [http://open\\_jicareport.jica.go.jp/614/614/614\\_124\\_12124889.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/614/614/614_124_12124889.html)

・東ティモール国 「モラ橋護岸計画」準備調査報告書

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/615/615/615\\_124\\_12152757.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/615/615/615_124_12152757.html)

・東ティモール国 「モラ橋改修計画事業化調査」報告書

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/615/615/615\\_124\\_11871266.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/615/615/615_124_11871266.html)

・東ティモール国 「道路施工技術能力向上プロジェクト」プロジェクト事業完了報告書（ファイナルレポート）その2

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/614/614/614\\_124\\_12182317.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/614/614/614_124_12182317.html)

・東ティモール国 「道路施工技術能力向上プロジェクト」詳細計画策定調査・実施協議報告書

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/614/614/614\\_124\\_11987591.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/614/614/614_124_11987591.html)

・東ティモール国 「道路関連技術マニュアル策定支援プロジェクト」プロジェクト事業完了報告書（本編）

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/614/614/614\\_124\\_11881505.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/614/614/614_124_11881505.html)

・東ティモール国 「道路関連技術マニュアル策定支援プロジェクト」事前評価調査報告書 [http://open\\_jicareport.jica.go.jp/614/614/614\\_124\\_11802907.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/614/614/614_124_11802907.html)

・東ティモール国 「ディリ都市計画策定プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/618/618/618\\_124\\_12149159.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/618/618/618_124_12149159.html)

・ベトナム国 「道路維持管理能力強化プロジェクト」プロジェクト業務完了報告書

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/614/614/614\\_123\\_12153011.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/614/614/614_123_12153011.html)

・東ティモール国 「国道1号線整備事業」事前評価表

[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011\\_TLS-P1\\_1\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_TLS-P1_1_s.pdf)

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨

を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

- ③東ティモール国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICA東ティモール事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

④プレゼンテーション

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- 1) 実施時期：2016年8月15日（月）（予定）

（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

- 2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室

（当日機構へ来訪できない場合、Web会議システム等の利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。）

- 3) 実施方法：

- ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
- ・プレゼンテーションでは、簡易プロポーザルの「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

⑤不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上